

無年金者対策等の推進に関する意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、平成24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものである。

無年金者対策については、さらに、本年8月に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」において、社会全体の所得と消費の底上げを図ることが重要であるとして、その実施が明記されたところであり、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮すれば、64万人が新たに年金を受給できると言われている。

諸外国における年金の受給資格期間は、アメリカ合衆国、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは設けていないなど、日本は他国に比べて受給資格期間が長いと指摘する声もある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、必要な財源の確保を含め、安心を確保する社会保障の実現を図るため、早急に次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、平成29年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
- 2 低年金者への福祉的な措置として支給する年金生活者支援給付金については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣

宛（各 通）